

自然再興の実現に向けた民間等の活動促進につき
今後講ずべき必要な措置について
(答申)

令和 6 年 1 月

【目次】

1. はじめに.....	1
2. 民間等の活動促進における現状と課題	3
(1) 国による認定の必要性について	3
(2) 活動の対象範囲、計画の策定主体及び活動の内容について.....	4
(3) 活動の継続及び質の担保について	5
(4) 関係する分野・施策との連携について	6
(5) 活動を促進するための方策について	7
3. 民間等の活動促進につき今後講ずべき必要な措置	8
(1) 場所と紐付いた活動計画の国による認定	8
(2) 活動の対象範囲、計画の策定主体及び活動の内容の在るべき方向性.	8
(3) 活動の継続及び質の担保への対応策	10
(4) 関係する分野・施策との連携強化	12
(5) 活動を促進するための方策の推進	14
4. 別途併行して検討が必要な課題	16

1. はじめに

(国際・国内の状況)

現在、生物多様性の保全に向けて大きな局面を迎えている。

2021年6月に英国で開催されたG7サミットにおいて合意された「G7 2030年自然協約（G7 2030 Nature Compact）」において、2030年までに生物多様性の損失を食い止め、反転させるという目標達成に向け、G7各国は、2030年までに、自国の陸域と海域の少なくとも30%を保全・保護すること等を約束した。そして、2022年12月に開催された「生物多様性条約第15回締約国会議」において新たな世界目標である「昆明・モンテリオール生物多様性枠組」が採択され、2030年までに「自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め反転させる」という、いわゆる「ネイチャーポジティブ（自然再興）」が掲げられた。

我が国には、二次的な自然環境も含めて、多様な生物の生息・生育環境が広がっているが、「生物多様性及び生態系サービスの総合評価 2021」（Japan Biodiversity Outlook 3）によれば、我が国の生物多様性は、過去50年間損失し続けている。各生態系（森林、農地、沿岸・海洋等）の構成要素の減少や生息・生育環境の変化など、生態系の規模や質の低下が現在も継続しているとともに、その環境に生息・生育する生物の種類や個体数が減少傾向にある。

このような世界的な動きや国内の現状も踏まえて、2023年3月に、我が国では、ネイチャーポジティブの実現を掲げた新しい生物多様性国家戦略を世界に先駆けて策定した。

生物多様性国家戦略では、ネイチャーポジティブの実現に向けて、5つの基本戦略を立てている。このうち「基本戦略1」として掲げている「生態系の健全性の回復」は、人類の存続基盤である豊かな生態系を維持・回復させていくことであり、気候変動等への強靱性（レジリエンス）にも寄与し、我々の暮らしを支える多様な機能を発揮する上で重要な戦略である。

生態系の健全性の回復には、場所に紐付いた取組を推進することが必要であり、国立公園等の保護地域の拡張のみならず、OECM（保護地域以外で生物多様性保全に資する場所）の設定が必要である。特に、里地里山、企業緑地、都市の緑地といった、身近な自然や農林水産業を通じて生態系の保全が図られてきた場所など、普通種の生息地としての役割も含め、保護地域以外でも保全を図るべき場所をOECMとして設定していくことも求められている。これにより、保護地域やOECMによる生態系のネットワーク化を図り、生物多様性の保全を推進することが重要である。

なお、生態系のネットワーク構築に当たっては、国土全体にわたる広域的な観点と、属地的な観点の双方から、生態系の連結性と健全性を高めることが、生物多様性の保全に加えて、気候変動等による環境の変化に対して強靱な国土を形

成する点からも重要である。

そして、里地里山、社寺林、企業緑地や都市の緑地といった身近な自然や、農林水産業を通じて生態系の保全が図られてきた場所などは、企業、団体、個人、都道府県や市町村といった地方公共団体（以下「民間等」という。）の自主的な取組によって保全がなされている場合も多い。

なお、「昆明・モンテリオール生物多様性枠組」のターゲット 3 である「2030 年までに陸と海の 30% 以上を健全な生態系として効果的に保全する目標（30by30 目標）」も、生態系の健全性の回復に向けた目標の一つであり、我が国においても 2022 年 4 月に「30by30 ロードマップ」を策定し、2023 年 3 月には生物多様性国家戦略の附属書として位置付けた。この中でも、生態系の健全な回復に向けて、民間等の取組の重要性が指摘されている。

（自然共生サイト）

そのため、環境省では、30by30 目標や OECM の議論をきっかけとして、「民間等の取組によって生物多様性の保全が図られている区域」を「自然共生サイト」に認定する仕組みの検討を 2020 年度から開始した。そして、有識者検討会で議論を重ねながら、OECM の国際的なガイドラインを踏まえた認定基準の策定や運用の実証事業（試行）を経て、2023 年度から本格運用を開始した。まずは、「2023 年中に 100 か所以上を認定」という目標を掲げていたところであるが、2023 年度前期分として、同年 10 月 25 日に合計 122 か所が認定された。（この答申において、本格運用により認定された自然共生サイトを「現行自然共生サイト」という。）

（民間等の活動を促進する意義）

現行自然共生サイトの運用開始早々から多くの認定申請があり、2023 年の目標を達成したことから、ネイチャーポジティブの実現に向けて、多くの民間等からの関心・期待が寄せられているものと考えられる。

その背景の一つとして、国際的な動向や ESG 金融等の要請がある。「昆明・モンテリオール生物多様性枠組」ターゲット 15 において、事業者（ビジネス）及び金融機関に対し、生物多様性関係の情報開示等を求めることとされ、さらに、ESG 金融の推進の一環として、企業のサステナビリティ関連情報の開示を求める動きが活発化しており、気候変動分野における TCFD の枠組みに続き、2023 年 9 月 18 日に、生物多様性分野を対象とする TNFD の枠組みが公開された。また、経団連等が国内事業者約 300 社に対して行ったアンケートによれば、事業の経営方針等に生物多様性保全の概念を盛り込んでいる企業は 2009 年に 39% であったが、2022 年には 78% に増加している。

なお、里地里山をはじめとした二次的な自然は、多くの固有種や絶滅危惧種を

1 含む多様な動植物の保全を図る上でも重要な場であり、このような二次的な自然を保全するためにも、企業による取組だけでなく、農地の利用や林業による森林管理、NP0 や地域住民による取組等が重要である。加えて、近年では、生息数の増加や生息地の拡大によって各種被害をもたらしている鳥獣への対策や持続可能な地域づくりの観点からも、こうした農林漁業者、NP0 や地域住民による生物多様性保全の取組の重要性も増している。

7 このような背景を踏まえ、民間等による取組は、ますます進展し、その有する影響力やリソースの大きさも踏まえると、今後、生物多様性保全の分野において、民間等は、ますます重要な役割を果たすことが期待される。2023 年 6 月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針」において「2030 年までに生物多様性の損失を止めて反転させる目標に向け、本年度中の国会提出を視野に入れた自主的取組を認定する法制度の検討」とされているとおり、国には、現行自然共生サイトの運用も踏まえ、民間等が積極的に生物多様性保全の活動に取り組み、またそのことが、きちんと世の中に評価され、活動の継続性に繋がるよう、法制化に向けた対応が求められている。

16 そのためには、様々な場所において、生物多様性の保全に効果的な活動が未来志向的に継続的に実施される仕組みが重要となる。したがって、特定の場所に紐付いた活動計画に着目することが必要であり、そのことが、活動場所の質の向上や担保にも繋がっていく。そして、国民運動として全国各地で活動が実施されることが、国民にとって身近な自然との接点となり、生物多様性について関心・理解を深める入口になることも期待される。さらに、民間等による活動の促進は、公的資金のみならず民間資金をネイチャーポジティブなものに振り向けることにも繋がる。

25 このように、ネイチャーポジティブの実現に向けては、生物多様性の損失を抑える施策とその向上を図る施策の両方を推進し、生態系の健全性の回復に繋がる民間等の活動を促進していくことが不可欠である。こうした背景を踏まえ、「自然再興の実現に向けた民間等による活動促進に関する小委員会」では、ネイチャーポジティブ（自然再興）の実現に向けた施策の一つとして、民間等による、場所に紐付いた生物多様性の保全に貢献する活動を促進するに当たって必要な措置について、制度面及び運用面での対応を議論した。

32 その結果、民間等による場所に紐付いた生物多様性の保全に貢献する活動を促進することについて、現状と課題を踏まえ、今後講ずべき措置について一定の結論に達したので、次のとおり答申する。

36 2. 民間等の活動促進における現状と課題

37 (1) 国による認定の必要性について

1 現行自然共生サイトは、環境大臣が認定する仕組みとなっている。このこと
2 より、国際的な OECM の基準との整合を図りつつ統一的な観点から認定し、OECM
3 の設定・管理、30by30 目標やネイチャーポジティブの実現に向けた進捗を把握
4 することが可能となる。具体的には、活動の実施場所が、生物多様性の価値基準
5 に合致する場合には、保護地域との重複を除いた上で、OECM 国際データベース
6 に登録することを想定していることから、国際的な基準を踏まえた信頼性の確
7 保が重要である。さらに、企業経営において、生物多様性保全の取組の開示を求
8 める国際的な動きが近年活発化しており、そこでの活用を促進する上でも、統一
9 的な基準で判定する枠組みが重要である。その他、現行自然共生サイト認定者を
10 対象としたヒアリングでは、国の認定による価値の向上を申請理由として挙げ
11 た者が多かったことから、国が認定することで、活動のアピールに繋がる面も
12 ある。

14 (2) 活動の対象範囲、計画の策定主体及び活動の内容について

15 (活動の対象範囲)

16 現行自然共生サイトは、認定した区域を保護地域との重複を除いた上で OECM
17 国際データベースに登録することとしている。そのため、認定時点で、活動場所
18 が生物多様性の価値基準に合致していることが必要となる。これは、既に生物多
19 様性豊かな場所が、認定によって今後も適切に保全が継続される蓋然性を高め
20 る観点から有効な手段である。一方で、ネイチャーポジティブの実現に向けては、
21 「昆明・モンテリオール生物多様性枠組」のターゲット 2 において「2030 年ま
22 までに劣化した生態系の少なくとも 30%で効果的な再生を行うこと」とされてい
23 るように、生態系の回復や質の向上を図ることも必要であり、申請時点で生物多
24 様性の価値基準に合致していなくても、管理放棄地や開発跡地などにおける生
25 態系の回復及び創出など、現在から未来に向けての生物多様性保全を推進する
26 取組も同様に重要となる。

28 (活動計画の策定主体)

29 現在、市町村が NPO 等と連携した活動を促進する法制度として、地域におけ
30 る多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する
31 法律（2010 年法律第 72 号。以下「生物多様性地域連携促進法」という。）があ
32 る。同法は、地域における生物多様性保全の活動を促進することを目的として制
33 定され、活動促進の手段として、「市町村が NPO 等と連携した活動を対象とする
34 計画策定制度（地域連携保全活動計画）」を設けている。

35 生物多様性地域連携促進法施行後、地域連携保全活動計画はこれまで 17 の市
36 町村で策定され、学校教育とも連携した里山里海の保全活動など、それぞれの地

域においてインフラ管理、農業、教育等に関わる多様な主体の活動を円滑にするツールとして活用されている。しかし、全国規模で見た場合には現状の活用状況は決して十分とは言えず、地域活性化や防災・減災などの目的にも貢献できるような形での施策の推進や専門的知識の提供等により、地方公共団体による生物多様性保全の施策をより一層推進する必要がある。

また、生物多様性地域連携促進法は、市町村が自ら計画を策定することが必要であり、当該地域において民間等が単独で実施する生物多様性保全の活動を促進する制度とはなっていない。現行自然共生サイトの 122 か所の活動主体においては、企業が全体の 6 割超を占め、審査の過程で専門家から高い評価を得た例が多数あることなどを踏まえると、市町村との連携を伴わないものも含め、企業等が活動計画の作成主体となる取組を促進するような仕組みが必要である。

(活動の内容)

ネイチャーポジティブの実現に向けては、国土全体、様々な場所において生物多様性の保全を進めていくことが重要であるが、土地の利用区分や生態系タイプに応じて、必要となる活動内容は異なる。また、目標とする状態によっても、必要となる活動の内容は異なる。例えば、現状が二次林であっても、生物多様性の現状や変遷等を踏まえて、引き続き資源の循環利用を通じて生態系の保全を図る森林の姿を目標とするか、極相状態へ誘導する森林の姿を目標とするかによって、必要となる活動は異なる。

また、現状で既に生物多様性が豊かな場所での活動と、これから生態系の回復及び創出を行う場所での活動では、異なる観点で考えることが重要である。

(3) 活動の継続及び質の担保について

現行自然共生サイトは 5 年ごとに更新する仕組みとしている。また、認定期間の途中で認定内容の変更や、認定辞退が可能であり、それに伴う義務や罰則はない。ネイチャーポジティブの実現に向けては、可能な限り、活動を継続し、保全の質の担保を図ることが重要であり、それを支える体制・仕組みが必要である。一方で、認定が土地利用の制約や土地所有者等に対する新たな負担に繋がるのではないかという指摘もある。

また、現行自然共生サイトの申請には、サイトの GIS データ、各種生物の情報、活動に係る計画、モニタリング計画が必要であるが、活動者自らで生物情報の収集や、活動計画の立案、モニタリング計画の立案等を実施することは負担が大きいという声がある。

なお、民間等の取組を進めていくためには、地方公共団体が策定する生物多様性地域戦略との関係性も重要である。2023 年 4 月現在、すべての都道府県及び

政令指定都市は生物多様性地域戦略を策定済みだが、生物多様性地域戦略を策定済みの市区町村については、市区町村全体（政令指定都市を除く）の約８％である１４５となっている。災害対応や脱炭素への対応などに直面する地方公共団体の環境部局の状況も踏まえ、複数自治体による共同策定も活用しながら、外来種対策や鳥獣対策などの関連施策に加え、地域活性化や防災、関係人口増加などの地域の実情に応じて支援していくことが課題である。

（４） 関係する分野・施策との連携について

（生物多様性関連の施策との連携）

生物多様性を保全するための既存施策として、自然公園、希少種保全、自然再生、鳥獣の保護管理、外来生物対策等があるが、これらの施策と連携することで、手続の負担軽減という側面も含めて保全効果を相乗的に高めることが効果的である。例えば、保全活動として、保護地域内において管理目的で木の伐採やモニタリング機器の設置を実施する場合には、保護地域の法令によって行為規制や届出義務が設けられているため、都度、個別の手続が求められることとなり、事務負担がある。

また、外来生物の防除、希少種保全、国立公園内のシカ等による食害防止などについて、国や都道府県、市町村による取組のみならず、大臣による認定を通じて民間の活動を促進しようとする法制度が既に運用されているところであるが、実際の活動に当たっては、これらの複数の法制度に関連する取組を同時に実施するケースが多いが、現状、それらを一括して申請することができる手続がない状況である。

（気候変動対策、循環経済、Eco-DRR 等との連携）

生物多様性に関する社会的な理解は進展しているが、気候変動対策（緩和及び適応の両方を含む。）、循環経済、防災・減災、環境教育等と結びつけることで、より多くの人々に取組の重要性が理解され、評価されやすい。例えば、脱炭素先行地域の「重点選定モデル」に、生物多様性の保全との統合的な取組が位置付けられたことは、連携の好事例と言える。また、生態系を活用した防災・減災（Eco-DRR）についても、Eco-DRR のポテンシャルがあると考えられる場所を可視化する「生態系保全・再生ポテンシャルマップ」を作成するために必要な基礎情報データが、2023 年に公開されたところである。

（生物多様性に関連する国土利用の計画及び施策との連携）

また、日本国土全体で、里地里山などの身近な自然を含めて保全を推進していくためには、国土利用の観点で関係が深い計画及び施策である、国土形成計画、

1 国土利用計画、みどりの食料システム戦略、森林計画制度、緑の基本計画制度、
2 グリーンインフラ推進戦略等との連携や調和が不可欠となる。

3 4 (5) 活動を促進するための方策について

5 (活動の評価)

6 民間等による活動は、国民運動的に全国に広げていくことが重要であり、対象
7 となる活動の幅を広げ、多くの活動を促進することが必要である。一方で、多く
8 の活動の中で、長年継続的に取り組んできた優れた活動が埋没してしまうこと
9 も避ける必要がある。また、活動がされているという事実だけでなく、活動によ
10 り実現されている生物多様性の豊かさや炭素貯留量・水源涵養量等の環境価値
11 についても注目することで、認定された活動の中でのそれぞれの特徴が分かる
12 ようにすることも重要である。なお、J ブルークレジットでは、創出したCO₂
13 吸収量だけでなく、特記事項として地域貢献などのアピールしたい項目を記載
14 できる仕組みになっており、今回の認定制度でも参考にすることも考えられる。

15 16 (人的・資金的支援)

17 NPO や地域住民が森林や農地等を含めた生息・生育環境の整備・保全に取り組
18 んでいる事例も少なくないが、持続的な資金の確保や、人口減少等による担い手
19 の不足など体制の確保には課題がある。

20 こうした活動の継続的な実施に加え、民間等の多様な主体の参加を更に促進
21 するためには、国や地方公共団体による活動への直接支援のみならず、認定によ
22 って、現行自然共生サイトの所有・活動を行う主体が外部の企業等から経済的及
23 び人的な支援を得られやすくするような仕組みが重要である。その際には、どの
24 活動を支援するか判断するために、前述したような環境価値に関する統一的な
25 評価枠組があることが望ましい。

26 27 (手続)

28 現行自然共生サイトは、生物多様性の保全に貢献しているかを場所ごとに審
29 査しており、同一の企業が全国に複数の社有林を所有していても、それぞれの社
30 有林ごとに申請することとしている。しかしながら、申請や審査の効率化の観点
31 から、同一の主体が地理的に離れている複数の場所で活動を実施している場合
32 の手続の在り方について検討することが必要である。また、地理的に同一の生態
33 系が広がる範囲において、複数の主体が個々に活動を実施している場合におい
34 ても、同様に申請や審査の効率化の観点からの手続の在り方について検討する
35 ことが必要である。

36 なお、現行自然共生サイトの第1期認定では陸域が大半を占めており、沿岸域
37 での取組が相対的に少なかったが、これは、沿岸域の管理に関わるステークホル

ダーの状況が一般的には分かりづらいということも要因の一つであると指摘されている。

3. 民間等の活動促進につき今後講ずべき必要な措置

以下の今後講ずべき必要な措置について、国、地方公共団体、企業、団体、個人がそれぞれの役割を持って取り組むことが重要である。

(1) 場所と紐付いた活動計画の国による認定

ネイチャーポジティブの実現に向けては、全国各地でより多くの民間等の活動による生物多様性の維持、回復又は創出を図ることが重要である。そして、民間等による生物多様性の増進のための活動をより促進するためには、法制度の面からその実行に係る課題に対応できるよう、場所と紐付いた活動計画を国が認定することが必要である。

また、統一的な観点による判定や国際的な信頼性の確保からも、国が認定することが必要である。

その上で、認定された活動計画のうち、OECM に相当する活動場所は、環境省が OECM 国際データベースに登録することで、民間等の取組を国際的な評価に繋げていくことが必要である。

(2) 活動の対象範囲、計画の策定主体及び活動の内容の在るべき方向性

(活動の対象範囲)

活動が実施される場所の対象範囲は、土地の利用区分や生態系の区分を問わず、陸域（内水面を含む）及び海域（内水及び領海に限る）を対象とすることが必要である。また、活動の内容については、現状で生物多様性豊かな場所での活動だけでなく、気候変動対策におけるトランジションの考え方も参考にしながら、管理放棄地や開発跡地などにおける生態系の回復及び創出等の活動も対象にすることが必要である。

その上で、活動を実施する場所の状態が、一定の種に生息地を提供しているなど、生物多様性の価値基準に合致する場合（OECM 相当）については、新たな法制度においても「自然共生サイト」と通称し、生物多様性の価値基準に現状では合致しない場合については、別の通称を用いるなど、両者の違いが分かるようにする工夫が重要である。

(活動計画の策定主体)

近年の状況変化により、民間等による活動は大きく進展している。民間等が有する影響力やリソースの大きさも踏まえると、生物多様性保全の活動の量的・質

1 的拡大に向け、民間等による活動をより一層促進することが必要であることから、民間等が策定する計画も対象とすることが必要である。

3 一方で、現行の生物多様性地域連携促進法に基づく地域連携保全活動計画の
4 ように、市町村が NP0 等と連携して行うものについては、市町村が実施する他
5 の生物多様性保全の施策との連携、面的な生物多様性保全の推進、農林水産業の
6 振興や地域活性化などの関連施策との調整、活動実施区域の地元住民や土地所
7 有者との関係構築などの特徴を持つ。そのため、引き続き、この特長を活かすこ
8 とができるよう、市町村が多様な主体と連携し作成する活動計画制度も必要で
9 ある。

11 (活動の内容)

12 民間等による活動は、森林、農地、都市、陸水域、沿岸域など国土全体で促進
13 することが必要である。また、既に生物多様性が豊かな場所を保全していく活動
14 と、生態系の回復及び創出を行う場所での活動では、求められる活動や進捗管理
15 の方法も異なることに留意することが必要である。

16 そのため、活動内容に関する考え方は、活動場所の生態系タイプやその状態を
17 踏まえ、どのような状態にするかの目標を立て、必要な活動内容を検討すること
18 が重要であり、在るべき活動内容の基準は、活動場所の生態系タイプや目標に応
19 じて検討・整理することが必要である。その際、現行自然共生サイト認定の仕組
20 みの対象とならない、生態系の回復及び創出を行う場所での活動については、求
21 められる活動等に関する検討を早急に進めることが重要である。

22 なお、この検討・整理に当たっては、森林、農地、都市緑地及び河川などの陸
23 域及び沿岸域の利用施策とも密接に関連することから、農林水産省、国土交通省
24 との連携が必須である。また、活動計画の策定に当たっては、地域全体の取組方
25 針を踏まえたものとすることが重要であり、生物多様性地域戦略や地域におけ
26 るその他の土地利用計画等との調和を図りつつ、申請者や地方公共団体に過度
27 な負担とならないよう、円滑かつ簡便な事務手続となるよう留意する必要がある。
28

29 また、いわゆるグリーンウォッシュ¹にならないための配慮が必要である。例
30 えば、里山であった場所を開発し造成した緑地等においては、土地利用の変遷や
31 周辺地域との関係に係る過去の経緯、回復・創出目標の根拠となる過去の生態系
32 の状況などを踏まえ、生物多様性を増進する活動であるかに留意することが必
33 要である。また、特に活動範囲が限定されている場合は、周辺地域との関係性を
34 踏まえ、例えば、生態系の連結性を確保する活動や、湿地保全のために水源地を

¹ ここでは、対外的には生物多様性に配慮しているように見せかけているが、実際には効果がない、又は生物多様性を損失させているもののことを言う。

1 保全するなど関連する場の生態系の保全にも寄与する活動など、生態系ネット
2 ワークの構築にも留意し、既存の保全地域の機能強化や地域の生物多様性保全
3 に寄与しているかという視点も重要である。さらに、造成した緑地やビオトープ
4 での活動の場合は、種が確認されたことのみに注目するのではなく、自然繁殖や
5 定着の有無にも着目することが重要である。

6 なお、今回の認定制度は自らの発意に基づき行う活動を後押しするものであ
7 り、制度上、活動実施区域への規制や負担を課すことは適当でない。そして、生
8 物多様性保全の活動は、農林水産業をはじめとした既存の生産活動や生産性向
9 上の取組と同時に行うことも多く想定されるため、周辺地域含め、それらの既存
10 の活動との両立を図るようにすることも必要である。

12 (3) 活動の継続及び質の担保への対応策

13 (制度的措置)

14 活動の継続と質の担保のためには、計画的に活動を実施し、モニタリング結果
15 等により活動の効果を踏まえながら必要に応じて順応的に活動内容を調整する
16 ことが重要である。また、認定された計画に基づき、活動主体が活動を実施して
17 いるかなど、活動状況を確認できる仕組みが重要である。万が一、計画に基づく
18 活動が実施されておらず、改善の見込みがないと判断される場合や、計画に沿っ
19 た活動の実施が困難と活動主体が自ら判断した場合には、認定を取り消すこと
20 も必要であり、活動が継続されていないものが認定を受けたまま放置され、制度
21 全体に対する信頼性が損なわれることのないよう留意する必要がある。

22 なお、活動の中には、活動主体と土地所有者等が異なり、その土地所有者等が
23 多数に及ぶことも少なくないが、そうした場合に、活動主体と土地所有者等が協
24 定等を締結する制度により、活動の継続性・安定性を担保するとともに、当該土
25 地所有者等に対するメリット措置を併せて検討することが重要である。

27 (中間支援)

28 活動を継続し質を担保するに当たって、専門家等の助言を求める活動主体も
29 多く、行政機関や専門家等による助言・伴走支援が重要となる。また、各活動主
30 体による個別の取組を連携させ、生態系ネットワークの形成や人的なネットワ
31 ークを通じたノウハウの共有等を進めることも重要である。これらを有効に実
32 施していくためには、中間支援を担う組織が効果的である。中間支援を担う組織
33 とは、自然再興の実現をパートナーシップにより戦略的に進めることを目的に
34 持つ組織である。多様な関係団体との共同・連携により、保全のためのガイドラ
35 インの策定、普及啓発、保全活動の実践などを推進する。さらに、人材育成やマ
36 ッチング、ネットワーク形成など、その役割は多岐にわたる。

37 現在、中間支援を担う組織の一つとして、生物多様性地域連携促進法に基づく

地域連携保全活動支援センターがある。これは、関係者間における連携・協力のあっせん、知識を有する者の紹介その他の必要な情報の提供及び助言を行う機能を担うべく、地方公共団体が確保する拠点であり、現在は、21 の地方公共団体に設置されている。こうした支援センターが果たす機能の確保に努めるとともに、より発展的な機能となるよう改善を進めていくことが重要である。なお、こういった中間支援を担える主体としては、NPO、社団法人、財団法人等、生物多様性保全のノウハウや多様な人的ネットワークを有する民間団体も存在する。したがって、中間支援の推進に向けては、生物多様性や環境教育などにおける公的な支援組織や、NPO など民間団体との連携を進めるとともに、特に地方を中心に、中間支援を担う組織の拡充が必要である。その際に、先進的なモデル事例を展開することが効果的である。

(モニタリング)

活動の効果など、目標に向けた達成状況の自己評価を行い、必要に応じて順応的に活動内容を調整していくためには、生物の生育・生息状況をはじめとする目標に応じたモニタリングが重要である。一方で、一般的にモニタリングには専門的知識が必要と考えられている他、様々な生態系タイプや目標での活動が想定され、また、モニタリング手法も多様である中、一律に同様のモニタリングを課すことは、活動者に対して過度な負担になる可能性があることに留意が必要である。そのため、モニタリングが重要だと考えられる場合においても、例えば、指標となる昆虫に着目する手法や、環境 DNA による手法など、継続可能かつ簡便なモニタリング手法の開発・普及を推進し、加えて、モニタリングの担い手の養成を進めることが必要である。

(活動内容の見える化)

これと同様に、活動の継続性や活動の効果を「見える化」することも重要である。そのため、国は、認定された民間等による活動状況を一元的に把握できる機能も具備した、保全活動の把握から保全活動効果の評価まで一貫通貫の取組を「見える化」できる仕組みを構築することが必要である。

(地方公共団体との連携)

民間等の活動の継続と質を担保するため、地方公共団体に期待される役割として、例えば、管内への情報発信や中間支援を担う組織による伴走支援の推進、観光や防災・減災、環境教育をはじめとした各種施策との連携強化、また、関係者間のネットワーク形成や、地域資源を活用して環境・経済・社会の統合的な向上を図る取組を通じて地域課題を解決し続ける地域循環共生圏の構築等が挙げられる。そのため、地方公共団体は、自らが主体となる活動の推進のほかにも、

管内の企業や団体等の取組を促進するためにも、これら期待される役割に積極的に取り組むことが望ましい。

なお、地域の生物多様性保全に係る基本的な計画である生物多様性地域戦略に基づき、多様な取組や主体と相乗効果を図れる形で活動を促進する観点からも、地方公共団体の役割は重要であり、今後、市区町村において生物多様性地域戦略の策定が進むことが望まれる。その際、国としても、情報提供や専門家派遣等の技術的な支援を実施し、生物多様性地域戦略の策定によって、いわゆる生き物保全計画という面だけでなく、新たな産業や事業投資の誘引、地域間の連携による相乗効果などにも繋がるなど、戦略策定の地域へのメリットを浸透させていくことも重要である。

（普及啓発の推進）

活動計画の認定が、生物多様性の増進に加えて、活動者や地域にとっての誇りとなり、さらに、活動場所が、人や支援が集まるような地域のプラットフォームになることも期待される。このような期待に応えながら、全国各地で民間等の活動を広げていくためには、地方公共団体や地域住民、消費者や金融関係者など、多様な主体に対して当該制度の認知や理解の向上を図ることが重要である。そのため、WEBでの発信や既存イベントとの連携などを活用し周知を図るとともに、より理解を深めることや人材の育成にも繋がるような勉強会やセミナーの開催などを実施することが重要である。また、環境教育等とも連携し、活動への参加等を通じて、当該制度の認知度向上や理解増進にも繋げることも重要である。

加えて、国内への普及啓発だけでなく、日本における民間等の取組が国際的にも評価されるよう、国際ウェビナー・専門家ワークショップ等も活用しながら国際的な理解促進を図ることも重要である。

（４） 関係する分野・施策との連携強化

（生物多様性関連施策との連携強化）

活動を実施する場所が自然公園等の保護地域等に位置し、行為規制を受ける場合、保護地域等における行為規制等に伴う事務負担に対応するため、活動計画に基づく行為について、行為規制や届出義務の特例を設けることが活動を促進する上で効果的である。また、種の保存法に基づく保護増殖事業の認定や外来生物法に基づく防除の認定など、関連法令に基づく複数の認定制度を同時に活用しようとする際の手続面の負担軽減のため、活動計画の認定をもって、他の制度の認定を受けたものとみなす特例を設けることも同様に効果的である。

民間等の活動に関する法制度として、生物多様性地域連携促進法や自然再生推進法が存在する。生物多様性地域連携促進法は、地域における多様な主体が連携して行う生物多様性保全活動を促進することによって、豊かな生物多様性を

1 保全することを目的とし、今般検討されている本制度の趣旨と親和性が高いが、
2 市町村が NP0 等と連携する活動計画に限定している。自然再生推進法は、過去
3 に損なわれた生態系その他の自然環境を取り戻すことを目的とし、国や地方公
4 共団体が参画する協議会が自然再生を進めることに特徴がある。今般検討され
5 ている民間等の活動促進のための制度化に当たっては、これら既存の法制度と
6 の関係を踏まえることが重要である。

7 また、活動を実施する場所が、例えば、ラムサール条約など、条約等に基づく
8 国際的に重要な地域の基準を満たす場合においては、こうした地域への登録が
9 活動の継続性や社会的評価に寄与し、生物多様性保全上重要な地域の保全が進
10 む。このため、活動計画が条約等の趣旨を踏まえて継続性のある場合には、条約
11 等の登録要件への適用可能性を検討することも有効である。

13 (気候変動、循環経済、Eco-DRR 等との連携強化)

14 生物多様性は、社会・経済の基盤であり、地球の持続可能性の土台・人間の安
15 全保障の根幹であり、生物多様性そのものへの理解は浸透してきてはいるが、民
16 間等が取組を進めていくためには、生物多様性保全の取組と、気候変動や循環経
17 済等の取組とを連携することが効果的である。加えて、生物多様性の保全を通じ
18 て発揮される多様な機能との連携も重要であり、例えば、Eco-DRR 等との連携に
19 よる防災・減災の観点から地方公共団体による取組の促進や、活動場所を自然体
20 験、観光、健康、環境教育等を推進する場所として活用することも効果的である。
21 さらに、生物多様性保全と両立した形で、自然資源を持続的に利活用するビジネ
22 スの創出・推進も重要である。その際に、(5)の「活動の評価」のとおり、こ
23 れらへの貢献度合についても合わせて評価することが重要である。

25 (生物多様性に関連する国土利用の計画及び施策との連携強化)

26 現在、生物多様性に関連する国土利用の計画及び施策として、国土形成計画及
27 び国土利用計画、みどりの食料システム戦略や森林計画制度、沿岸漁場管理制度、
28 緑の基本計画制度、グリーンインフラ推進戦略、まちづくり GX などが進められ
29 ている。そのため、これらの施策との連携や調和を強化するとともに、ランドス
30 ケープアプローチ²を適用した統合的な取組を推進することが重要である。

31 加えて、国土交通省が良好な都市の緑地を確保する事業の評価制度等を検討
32 している他、例えば、都市の緑地認証や森林認証、水産エコラベルなど既存の民
33 間認証制度も存在していることから、今回の認定制度と連携することにより、制
34 度間の効果的・効率的な運用を進めることが重要である。

² 一定の地域や空間において、主に土地・空間計画をベースに、多様な人間活動と自然環境を総合的に取り扱い、課題解決を導き出す手法のこと。

（５）活動を促進するための方策の推進

（活動の評価）

森林、農地、都市、陸水域、沿岸域など多様な生態系タイプの場において、企業、団体、個人、地方公共団体等の多様な主体による活動が、国民運動的に全国各地で展開されること、活動に対して民間の資金が投入されることが重要であることから、活動計画の認定自体は広く行うことが必要である。

その上で、多くの活動の中でも、優れた活動がしっかりとクローズアップされるためには、活動により、活動区域の生物多様性の保全などネイチャーポジティブにどのような点で貢献しているか可視化されるよう、活動区域の生物多様性保全の状況について、客観的な評価を実施することが効果的である。その際には、生物多様性分野を対象とする TNFD による開示枠組みが 2023 年 9 月に公開されたことも踏まえて、企業が、自ら実施している生物多様性保全の活動の重要性や意義を金融機関・投資家等のステークホルダーに説明する際に、活用しやすいような仕組みとすることが重要である。

また、評価対象については、生物多様性の状況に加えて、それに付随する環境価値（炭素貯留量や水源涵養量等）についても確認できるよう、今後、検討していくことが望まれる。なお、評価の尺度については、生物多様性の質の変化といった活動による効果（アウトカム）を定量的に評価することができれば、活動認定による直接の政策効果を把握することが可能となるが、生物多様性の場合、その活動による効果を定量的に測定することが技術的に難しい場合も多い。よって、既存研究成果の集約や、新たな手法の調査・研究を進めつつ、その間は、定性的な手法による評価や、活動区域の面積及び活動量など測定可能なインプット情報での評価を行うことも考えられる。

さらに、こうした評価方法の検討については、企業によるステークホルダーへの説明に活用しやすくする観点から、TNFD 等において並行して進んでいる国際的な議論を意識しながら進めることが望まれる。

なお、国が活動の内容や活動の効果について客観的な評価を実施する場合には、その信頼性を確保するためにも、それ相応の調査・分析等が必要となり、相応の費用が発生する。このため、費用については、申請者が負担する仕組みも検討が必要である。

（人的・資金的支援の強化）

より多くの民間資金や人的資源が、生物多様性の増進のための活動の質の維持・向上に活用されるような仕組みの検討が必要である。

具体的には、自らが土地を有しない場合においてもネイチャーポジティブに貢献できる仕組みの一つとして、活動への支援を行ったことを証明できる制度

を検討することが必要である。その際に、TNFD への対応等に活用できるよう設計し、活動への支援が評価される制度とすることで、人的・資金的支援の強化が期待される。

また、活動計画の申請者等が適切な環境調査やモニタリング等を行うための助言を受けることができるように、申請者等と専門家等を仲介するマッチング制度を検討することが重要である。

なお、これらの制度を一体的に運用するに当たっては、必要な情報が集まるポータルサイト等を整理することが効果的である。

現在、認定された現行自然共生サイト等への支援に係る施策について、「30by30 に係る経済的インセンティブ等検討会」において検討が進められているところ、当該検討会においては、上述の観点も踏まえつつ、本答申に係る法制度の施行も見据えた検討を行うことが望まれる。

さらに、企業版ふるさと納税の活用や、自然環境の保全を目的としたものだけでなく、土地利用・管理や地域活動の促進等に関連する関係省庁や地方公共団体の公的資金も活用できるよう連携を強化することが必要である。

そして、制度化と合わせ、活動主体の取組に対する支援措置の在り方の検討を進めることが重要である。

(手続)

申請から認定までの速やかな手続や、時期を選ばずに申請できることが重要であると同時に、認定に係る事務作業を長期的・安定的に実施し、そのノウハウが蓄積されるような体制構築を検討することが重要である。

そして、全国様々な民間等の活動を認定するに当たり、現行自然共生サイト認定では第1期で122か所を認定したところ、審査等の事務量が相当程度になることも想定されるため、審査事務については、既存制度の活用をはじめ、事務の効率化が図れる認定体制を検討することが必要である。

また、同一の主体が、地理的に離れている複数か所で活動を実施している場合や、地理的に同一の生態系が広がる範囲において、複数の主体が個々に活動を実施している場合において、申請や審査の効率化の観点から、手続は一括で可能とする仕組みにすることが重要である。さらに、申請者の負担軽減等の観点からも、TNFDにおける開示推奨項目等にも留意することが望ましい。

なお、現行自然共生サイトについて、新制度が施行された後、新制度において申請を行う際には、追加的な作業が極力発生しないよう配慮することが重要である。

そのほか、活動場所が、国有林・公有林、農業用水路・ため池や河川区域・港湾区域など公共目的の場所・施設を含め、活動主体と活動を実施する土地の所有者が異なる場合や、公物の管理区域と重複している場合は、申請前に各土地所有

1 者・公物の管理者と調整をすることが重要である。その際、申請者が事前に状況
2 を把握し、相談しやすいように、公共目的の区域のゾーニング状況や各相談窓口
3 が、申請者に分かる形で整理されていることが重要である。このことは、沿岸域
4 での活動促進においても有効である。

6 4. 別途併行して検討が必要な課題

7 (経済全体のネイチャーポジティブへの移行の推進)

8 今回は、場所に紐付いた活動の促進を対象とするが、生産・流通・消費といっ
9 た経済活動全般におけるネイチャーポジティブへの移行が重要なところ、「ネイ
10 チャーポジティブ経済研究会」において検討が進められることを期待する。

11 また、将来的には、例えば、種そのものに着目するなど、特定の場所の生態系
12 の健全性の回復と紐付かないような活動計画も対象にできないか視野に入れる
13 ことも検討することが望ましい。

15 (生物多様性の状況の見える化)

16 国として、どのような場所の保全が効果的かを示していくためにも、生物多様
17 性の現状や、保全のニーズがある場所、保全上効果的な場所や生態系の回復が必
18 要な場所を見える化し、生態系の質的な変化を含めて評価・把握する手法の構築
19 を図ることが必要である。